

高活協通信(2021年7月号)

発行：一般社団法人 高齢者活躍支援協議会

<http://www.agenomics.org>

◆◆◆高活協ニュース◆◆◆

■お知らせ

- 会員の皆様には 2021 年度(令和 3 年度)年会費の請求を従来どおり行わせていただきましたが、ご理解を賜り、ご入金くださいましたこと、この場をお借りして重ねて御礼申し上げます。
- 2021 年 6 月 2 日、賛助会員の皆様に 2020 年度決算等の報告をさせていただきました。
- 2021 年 6 月 16 日の毎日新聞朝刊(オピニオン面・論点「70 歳定年に向けて」)に、高活協正会員である(株)高齢社の村関不三夫代表取締役社長の論考が掲載されましたのでお知らせします。記事の内容は高活協ホームページでご覧いただけます。
- 高活協ホームページを更新しました。
 - ・「高活協ホームページ」の URL は以下の通りです。

<http://www.agenomics.org>

高活協は会員の皆様に毎月 1 回「高活協通信」を配信させていただいております。この通信活動を会員の皆様と高活協とのコミュニケーションの機会とさせていただきたく考えております。つきましては、皆様のご意見や話題などがございましたら、本配信メールへの返信にてお寄せいただけますと有難く存じます。

■2021 年 6 月の主な活動

- 高活協は現在、新型コロナ禍のため、セミナーやシンポジウムなど人が多く集まるイベント活動を自粛しております。ただし、少人数での会議や ZOOM 等を利用したオンラインでの会議・イベント等は実施しております。
- 2021 年 6 月 2 日、賛助会員の皆様に、高活協 2020 年度決算と 2021 年度仮予算に関する簡略化資料をメール添付にてお送りし報告させていただきました。
- 2021 年 6 月 24 日、高齢社会 NGO 連携協議会の役員会と総会(両方とも ZOOM 会議)に出席しました。事業報告や決算・予算報告など通常の議題の後、高齢者の就労や助け合い活動、雇用と有償ボランティアの違いなどについて意見交換を行いました。
- 高活協ホームページを更新、(株)高齢社・村関不三夫代表取締役社長の論考記事、および「高活協アーカイブ」に「高活協通信(2021 年 6 月号)」を追加掲載しました。
- 2021 年 6 月、70 歳就業法(2021 年 4 月施行の改正高年齢者雇用安定法)に関する情報収集を行いました。70 歳就業法に関するトピックスは、今後「生涯現役社会の実現に向けてー トピックス」のコーナーで、適宜掲載していきたいと考えております。

◆◆◆高活協主催/共催イベントの紹介◆◆◆

■これまで高活協が主催した(共催含む)イベントの報告書/記録集

過去に高活協が主催・共催したイベント(シンポジウム、セミナー/フォーラム)の報告書や記録集は、高活協ホームページの「高活協アーカイブ」をクリックしてご覧になれます。(下記 URL)

<http://www.genomics.org/>

◆◆◆高活協会員関連イベント等のご紹介◆◆◆

会員のご希望があればご紹介記事を適宜掲載させていただき予定です。

◆◆◆生涯現役社会の実現に向けて — トピックス◆◆◆

生涯現役社会は、「健康寿命」、「職業寿命」、「社会活動寿命」、「資産寿命」という 4 つの寿命が共に伸びる社会、つまり「それぞれの寿命の伸びが相互に他の寿命も伸ばす」という好循環がもたらされる社会です。そんな生涯現役社会の実現に向けた最近の動きを紹介していきます。

■70歳就業法 — 国家公務員の定年が65歳に(2021年6月4日、国会で可決)

- 本年4月から俗に言う「70歳就業法」が施行され、企業等に70歳までの就業確保措置の努力義務が課されることになりました。
- 企業等にとって、「70歳就業法」の施行を、単に高齢者雇用の延長問題にとらえるのではなく、全社的な雇用・人事制度を見直し、意欲と生産性を高めるための機会と位置づける必要があります。
- 今後このトピックスのコーナーでは、70歳就業法の施行に関連した情報を適宜提供していきます。企業等の人材活用戦略などの参考にしていただければ幸いです。

2021年6月4日、平均寿命の伸長、少子高齢化の進展を踏まえ、高齢期の職員に最大限活躍してもらうことを目的とした改正国家公務員法が参院本会議で可決されました。今回は、この「国家公務員法等の一部を改正する法律」を取り上げます。

その主な内容は下記の通りです。注目されるのは、60歳に達した職員の給与を7割とした点が1つですが、もう1つ、それ以前の給与との連続性や新たな評価・俸給システムの導入などの措置を講ずることを求めている点です(検討条項)。すなわち、定年を機に単に賃金だけを引き下げるのではなく、それ以前の賃金体系の見直しを含めた新たな評価・俸給体系の構築をにらんだ措置を講ずることを求めている点がポイント

です。民間企業では、70歳就業法を機に、雇用・人事制度の見直しを迫られることになると思われませんが、国家公務員といえども従来のような年功賃金・終身雇用を単純に維持するわけにはいかなくなると思われ、意欲と生産性を高める機会ととらえる必要性が出てくるのではないのでしょうか。

国家公務員法の改正ポイント

定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を2年度ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度からは65歳となります。定年の段階的引上げの期間中は、現行の60歳定年退職者の再任用制度は存置。65歳になった時点で廃止されます。

役職定年制の導入

組織活力維持のため、管理監督職は、60歳(事務次官等は62歳)の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させます。また役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、管理監督職として勤務させることができる特例を設けます。

60歳に達した職員の給与は7割

当分の間、職員の俸給月額、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日(特定日)以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とします。(役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の7割水準)

－ 検討条項 －

政府は、①60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院において公布後速やかに行われる昇任・昇格の基準、昇給の基準、俸給表などについての検討の状況を踏まえ、定年引上げ完成の前(令和13年3月31日まで)に所要の措置を順次講ずること、②公布後速やかに評語の区分など人事評価について検討を行い、施行日までに所要の措置を講ずること、を規定

高齢期における多様な職業生活設計の支援

60歳に達した日以降、定年前に退職した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定します。また60歳に達した日以降、定年前に退職した職員を、短時間勤務の官職に採用することができる制度を設けます。

■ 高齢者雇用の総合誌『エルダー』2021年7月号(2021年7月1日発行)のご紹介

発行: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/elder/index.html>

<特集> 新任人事担当者のため的高齢者雇用入門

高年齢者雇用安定法が改正され、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となりました。70歳就業を実現していくためには、定年延長や定年廃止、継続雇用制度といった高齢者雇用制度の整備はもちろんのこと、高齢者が長く生き活きと働き続けられるよう、柔軟な勤務制度や、健康・安全に配慮した職場環境

の整備なども、これまで以上に求められることとなります。そこで今号の特集では、高齢者雇用と70歳就業の実現のポイントについて、新任人事担当者の方にも理解してもらえるように解説します。

総論 70歳就業に向けて～高齢者雇用の現状と展望～

高千穂大学経営学部教授 田口和雄

解説1 高齢者雇用安定法の改正で何が変わったの？

解説2 高齢社員に高いモチベーションで働いてもらうにはどうすればいい？

解説3 社会・時代の変化に対応してもらうためにはどうすればいい？

解説4 高齢社員に健康・安全に仕事をしてもらうために

解説5 70歳雇用の実現へ 『70歳雇用推進マニュアル』のご紹介

<連載>

○リーダーズトーク(No.74)

自分にとって幸せな人生のゴールを目ざし 現役時代から“越境活動”による自走準備を

一般社団法人100年ライフデザイン・ラボ 代表理事 金沢春康さんに聞く

○短期連載 マンガで見る高齢者雇用(第3回)

70歳就業企業訪問記 伸和ピアノ株式会社

○江戸から東京へ 作家 童門冬二(第104回)

「八犬伝」の共同作業 馬琴と嫁のみち

○高齢者の職場探訪 北から、南から(第109回)

新潟県 学校法人 金鷄有明学園

○高齢社員のための安全職場づくり(第7回)

職場の熱中症災害

労働安全衛生総合研究所 安全研究領域長 高木元也

○生涯現役で働きたい人のためのNPO 法人活動事例(第2回)

NPO 法人 カローレ

○知っておきたい労働法 Q&A(第38回)

定年後再雇用の労働条件の明示／居眠りする労働者への対応

○いまさら聞けない人事用語辞典(第14回)

「目標管理制度」

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

○日本史に見る長寿食(vol.333)文化史研究家 永山久夫

モロヘイヤは女王の美容食、王様の長寿食

○短期連載 コロナ禍で変わる職場と働き方(最終回)

株式会社健康企業、医師 亀田高志

○イキイキ働くための脳力アップトレーニング！(第49回)

◆◆◆ ◆◆◆
配信先メールアドレスの変更をご希望の方、また配信が不要な方は高齢者活躍
支援協議会・事務局までご連絡ください。

本通信に対するご意見やご感想をお聞かせください。

また、本通信に掲載してほしい情報等がありましたら、ぜひご連絡ください。

一般社団法人高齢者活躍支援協議会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 17-2 兜町第 6 葉山ビル 4 階

TEL: 03-6555-3926 HP: <http://www.agenomics.org>
